

# 電気設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター、広島市国際青年会館及び広島市立中区図書館の電気設備の保守点検の内容について定めることにより、その性能の維持を確保することを目的とする。

1 発注者が受注者に委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、常に良好な状態で設備を使用できるよう、定期に技術員を派遣して点検を行うものとする。また、緊急時及び異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに設備の復旧に努めるものとする。

(2) 電気設備の定期点検回数は、年1回とし下表のとおり実施するものとする。

	設備名	点検内容	対象機器一覧・数量
ア	I T V 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能確認</li> <li>・各部清掃</li> <li>・取付状況</li> <li>・明るさコントラスト調整</li> <li>・コネクタチェック</li> </ul>	別表のとおり
イ	身障者用宿泊室・身障者便所呼出表示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動作確認</li> <li>・ボタン復旧</li> <li>・ランプの球切れ有無</li> <li>・ブザーの鳴動</li> </ul>	
ウ	テレビ設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電界測定</li> <li>・コネクタチェック</li> <li>・チャンネルレベル調整</li> <li>・盤内結線状態</li> <li>・直列ユニット状態</li> </ul>	
エ	時計設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付状況</li> <li>・各部清掃</li> <li>・開演時間設定機能</li> <li>・開演ブザー自動鳴動・手動鳴動</li> <li>・時計の精度</li> <li>・蛍光灯点灯状況</li> </ul>	
オ	音声誘導装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観点検</li> <li>・機能点検</li> <li>・総合的信号回路の点検</li> </ul>	

2 費用の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、業務に必要な範囲内で、発注者の施設及び設備を無償で使用することができる。

(2) 業務に要する経費のうち、次のものは発注者の負担とし、その他のものは受注者の負担とする。

ア 電気料及び水道料

イ 消耗品（クリーナー類、ウエス、油脂類、雑材料類を除く。）

3 受注者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、点検業務の日時、作業方法等を定めるものとする。なお、点検業務は施設利用者の妨げにならないように日時を調整すること。

(2) 従業員の遵守事項

ア 勤務中服装を正しくし、来館者に対しては礼儀正しく対応すること。

イ 休憩は、指定場所で行うこと。

4 受注者の報告事項等は次のとおりとする。

- (1) 業務に従事する従業員の責任者及びその他の従業員の住所・氏名を、契約締結後速やかに発注者に報告するものとする。現場責任者又はその他の従業員に変更があったときも、速やかに発注者に報告するものとする。
- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書とし、契約締結後速やかに提出して発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書の提出期限は、業務が完了した日の翌日から起算して10日目とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

5 検査完了期日（期限）

発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日の翌日から起算して19日目（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。